

委員意見と対応

番号	委員名	原案 ページ	案 ページ	意 見	回 答
1	井下田委員	全体	69	計画は具体的で人々に分かりやすく見えるような具体的な計画である方が良いと思う。 このような問題意識に立っていれば、どの部分に対して、いつまでに、どういう地域空間づくりを展開するのかというような具体的な中身が見えてくれば、地域社会の皆さん方と協働で河川整備ができ、揖保川が人々のものになるかと思う。	整備計画の期間目標は「概ね30年間」としておりましたが、整備については「過去の水害発生状況、背後地の重要度、社会的な諸条件等を勘案し、本支川、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的に整備を実施する。」と記載しており、これに基づいて実施する事業について「計画の実施状況等については、インターネット等を利用し地域住民等と情報共有できるようにする。」ことで協働を図るよう努めてまいります。
2	波田委員	2	2 3	「流域および河川の概要」の地形・地勢、地質の箇所について、従前の図表がなくなり文章だけを残すという形にしているが、この文章は非常に概略的に書かれているため、図表がないのであれば、もう少し書き方を改めた方がよいと思われる。	ご意見を踏まえ、1.1.2地質を「揖保川流域では、上流部には古生代ペルム紀から中生代トリアス紀に形成された、頁岩あるいは粘板岩を主体とし砂岩、石灰岩、緑色岩を伴う地層（付加体）が、中・下流部には泥岩、砂岩を主体とし緑色岩を伴う中生代ジュラ紀に形成された地層（付加体）が土台を構成して分布する。この地層の上に生野層群、相生層群と呼ばれる流紋岩類や火山砕屑岩類が広く分布している。たつの市新宮町北村水辺のふれあい公園対岸に、背骨のように盛り上がり露出するのは、生野層群の流紋岩類に貫入した安山岩の岩脈で、「鶯崎(はしさき)の屏風岩(びょうぶいわ)」と呼ばれ、天然記念物に指定されている。 本地域で特に注目すべきは、全長約80kmに及ぶ活断層、山崎断層系が流域を東西に横断しており、将来の地震発生が懸念される一方で、揖保川を横切る宍粟市山崎町今宿地区では、断層の横ずれ運動により盛り上がった岩塊が洗い出されて堰を作り、多くの奇岩を流れる清流が白いしぶきをあげる景観は「十二ン波」と呼ばれ、兵庫県観光百選に選出されている。」と全文修正のうえ、図-1.1.2に揖保川流域地形図、図-1.1.3に揖保川流域地質図を掲載いたしました。
3	道奥委員	19~	20~	本文について19ページの「環境の概要」が新たに加わったということであるが、生態系のことしか書いてない。 以降、課題・目標・実施に関する河川環境については水質や景観ことも書いているため、概要であれば、環境の生態系に偏らず書いた方がよいと思う。 また、ここでは「環境」と書き、以降は「河川環境」という言葉を使っているが、言葉の統一もお願いしたい。	ご意見を踏まえ、1.4環境の概要に下記のとおり修正いたしました。 「各区分における生物の生息・生育・繁殖の場は次のような特徴がある。」を削除したうえで、 (1) 上流部 「上流部は、針葉樹林や広葉樹林の混交林や、ブナやイヌブナなどの貴重な林も見られる豊かな森林で覆われている。」を追記修正。 (2) 中流部（栗栖川合流点～引原川合流点） 「景観としては、国指定の天然記念物に指定されている「鶯崎の屏風岩」や、河床に露岩が起伏した「十二ン波」などの景勝地がある。」を追記。 (3) 下流部（浜田井堰・中川床固～栗栖川合流点） 「高水敷が形成されには河川公園が整備され多くの市民の利用や様々な行事が催されている。」を追記修正。 「支川林田川及び合流点より下流はかつて劣悪な水質であったが、「清流ルネッサンス事業」等の取り組みにより改善され、現在は良好な水質が維持されている。」を追記。

委員意見と対応

番号	委員名	原案 ページ	案 ページ	意 見	回 答
4	浅見委員	19	20	「(3)下流部」のエノキ林についてはRDLのランクに関する記述がある。カワラハハコ群落も、中流部の一部区間が、兵庫県版レッドリストに位置づけられており、エノキ林と同様の記述が望ましい。	ご意見を踏まえ 「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2010」において、AランクもしくはCランクに位置づけられているのは「カワラハハコ群落」であることから、1.4(2)を「また「丸石河原」と呼ばれる礫河原には、アイヌハンミョウ、イカルチドリ、カワラハハコ、カワラサイコ、フジバカマなど河原に固有の動植物が生息、生育、繁殖している。特にアイヌハンミョウは『兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2012』でCランク、カワラハハコ群落については『兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2010』でA及びCランクに位置づけられている。」と修正いたしました。
5	浅見委員	20	21	植物については、生息ではなく、生育という用語を用いる。少なくとも「1.4 環境の概要」の文章中には「生育」の語句が用いられており、統一が必要。	ご意見を踏まえ図-1.4.5を「・・・とその環境に生育するカワラハハコ」に修正いたしました。
6	浅見委員	21	22	「(3)下流部」のエノキ林についてはRDLのランクに関する記述がある。河口の干潟も兵庫県版レッドリストに位置づけられており、県下での希少性に関する位置づけを記述することが望ましい。	ご意見を踏まえ 1.4(4)を「・・・イソヤマテンツキなど「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2010」においてAランクに位置づけられている貴重な塩沼植生域となっていたり、・・・」に修正いたしました。
7	道奥委員	32	33	丸石河原の面積が減っているということだが、丸石河原が減って砂が付いて植生が生えるようになったのか、それとも、丸石河原の河川敷そのものが減ったのか、前者であれば堆積傾向ということになり、後者であれば浸食方向ということになるため、減った分が何になったのかというデータも、必要ではないかと思う。	ご意見を踏まえ、丸石河原の主な変遷を記載することとして、2.3.1(2)1)を「河川改修や砂利採取などにより、丸石河原は過去に比べ箇所数や面積が大きく減少している。」を「高水敷造成や樹林化の進行などにより、丸石河原は過去に比べ箇所数や面積が大きく減少している。」に修正いたしました。
8	浅見委員	32	33	ワンドや、瀬・淵などと同様に、環境の重要性や保全に関する記述が必要。	ご意見を踏まえ 丸石河原の貴重性については、前記のとおり「環境の概要」に兵庫県版レッドリストに位置づけられていることを追記しました。 2.3.1(2)1)の「近年カワラハハコがほとんど確認されていない。」を「近年カワラハハコがほとんど確認されていないなどの課題が見られることから保全再生する必要がある。」に修正いたしました。
9	道奥委員	33	34	河口干潟について書いてあるが、植生のことしか書いていないが、問題は河口干潟が広がっているか減っているかということだと思われるため、河口干潟の地形そのものについても、記載いただいた方がよいと思う。	ご意見を踏まえ、2.3.1(2)4)の「揖保川における河口干潟では、」を「揖保川では、海岸部の前浜干潟は埋め立てにより消失したが、河岸部の干潟については大きな変化は見られない。これら河口干潟には・・・」に修正いたしました。
10	浅見委員	34	35	河畔林や水際植生と同様に、動物との関わりについても言及することが望ましい。なお、シオクグとフクドについては、植生として列挙しているのであれば、それぞれ「群集」もしくは「群落」を付けること。	ご意見を踏まえ2.3.1(2)4)を 「アイアシ群集、シオクグ群集、フクド群集、ハマツナ群集」に修正いたしました。
11	浅見委員	34	35	カヤネズミやオオヨシキリが利用する植生の内、オギ群落は水際には成立しない。イネ科の高茎草本群落をひとまとめにするのであれば、誤解を招かないよう、水際とより堤内側に広がる草原とを区別して記述することが望ましい。	ご意見を踏まえ2.3.1(2)6)の 「水際部のツルヨシ、オギ群落は、」を「水際部のツルヨシ群落やヨシ群落、砂州に広がるオギ群落は、」に修正いたしました。

青字：原案にも記載していたが、意見を踏まえて案にも記載した内容。  
赤字：原案には記載していなかったが、意見を踏まえて案に記載した内容。

委員意見と対応

番号	委員名	原案 ページ	案 ページ	意 見	回 答
12	浅見委員	34	35	上記理由により、例えば、「6)水際や砂州の高茎草原について」ようなタイトルにしてはどうか。	「揖保川水系河川整備基本方針」の記載との整合も勘案して「2.3.1(2)6)水際植生について」と記載しております。
13	浅見委員	35	36	現状に加えて、課題を記すことが重要。	ご意見も踏まえ2.3.1(3)に「揖保川固有の生態系へ影響を与える存在である。」ことを追記しました。対策については、実施に関する事項4.3.1(3)に「侵入・分布実態の把握」、「啓発」とともに「必要に応じて駆除する」と記載しております。
14	道奥委員	35	36	外来種についても、経年的に動態がどうであるかが重要ではないかと思われるため、新たな外来種が増えたとか、量的に増えたとか減ったとか、経年的な変化についての記載が必要ではないかなと思う。	ご意見を踏まえ、2.3.1(3)を「外来種とは、本来生息している分布範囲を越えて持ち込まれた種であり、揖保川固有の生態系へ影響を与える存在である。継続的に実施している「河川水辺の国勢調査」によると、経年的に確認の範囲、種数が増加している。このうち「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において特定外来生物に指定されている種は、ブルーギル、オオクチバス、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ボタンウキクサなどが確認されている。」に修正いたしました。
15	浅見委員	41	42	原風景を具体的に思い起こさせる記述があると望ましい。	ご意見を踏まえ、3.3.(1)に「難流しの場として利用されるなど」を追記修正いたしました。
16	道奥委員	45	45 46	河川施設の水門・排水機場・樋門等の操作等について記載しているが、今後は維持管理というシェアが当然増えていくため、老朽化してくる河川施設の維持管理について、維持管理のための技術革新や人材育成、技術の継承等が重要と思われる。 また、施設の長寿命化も重要と思われるため、そのようなことについても、記載した方がよいと思う。 「フラップ化」と書いてあるが、これは樋管だけについてのことであるため、文章を修正した方がよいと思う。	ご意見を踏まえ、下記の通り修正いたしました。 2.4.1(3) 1)水門、排水機場、樋門等の維持管理 揖保川水系の・・・・・・存在し、その多くが設置から30年～40年以上経過する中で、更新期を迎えるようになっている。 一方で、近年の水害の多発により確実な安全の確保が求められているため、河川構造物については中長期の展望を持って今後の維持管理に当たるとともに、長寿命化等を促進して、確実な安全性を確保しつつ更新需要の平準化、コストの抑制を図っていく必要がある。 2)水門、排水機場、樋門等の施設操作 (「また、水門・・」以降を下記に。 これらの背景を踏まえ、水門、排水機場、樋門等の最小限の厳選した機能を持続的に確保し、長年にわたって培ってきた貴重な技術を継承していくため、一定の条件を満たす施設については抜本的な省力化、集約化を検討するとともに、新技術の開発や技術力の適切な評価等を積極的に推進する。さらに、操作の確実性を向上させるため、光ファイバー網を活用した遠隔監視や操作も含めた管理体制の構築、効率的な管理のための無動力化(フラップゲート化等)を進めていく必要がある。



委員意見と対応

番号	委員名	原案 ページ	案 ページ	意 見	回 答
17	道奥委員	50	51	<p>畳堤について、このようなこういうモバイルレピー的な施設で景観に配慮したものは、ここが見本になり他河川でも採用される可能性がある。</p> <p>よって、揖保川で実際機能するというトップランナーとしての見本を示すことが非常に重要と思われるため、何らかのトップランナーとしての対応が必要と思われる。</p> <p>また、畳堤に関する水防技術の伝承や人材の確保が重要と思われる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、2.4.3(4)畳堤を下記の通り修正いたしました。</p> <p>「……。これまで実施してきている定期的な訓練はもとより、地域と連携して畳堤の機能を確保させていく必要がある。」を「<b>畳堤の今後のあり方については、今後の維持管理を踏まえ、これまで実施してきている定期的な訓練のみならず、景観と機能確保のバランスを考慮した構造の検討や運用方法について、地域の方々と連携を図っていく。</b>」</p>
18	田中丸委員	59	60	<p>○「昭和51年9月の洪水と同規模の洪水が発生した場合でも、浸水被害の防止または軽減を図ることが可能になるとともに、平成21年8月の洪水に対して、被災した箇所の被害軽減が図られる」という文章は、この河川整備計画の核心部分の一つだと思っている。</p> <p>これまで治水の目標に関してはある意味二転三転してきたところがあるため、この部分に関しては、分かりやすく書いていただきたいと思っている。</p> <p>51年9月についても防止軽減で、平成21年8月の洪水に対して被害軽減という書き方がしてあるが、これはどのような趣旨なのか。</p> <p>○もし51年9月に対応できるような河道工事等をするのであれば、それが伝わる書きの方がよいと思う。</p> <p>21年8月の洪水に対しては被災箇所が残るのであればその趣旨をもう少し書き込んでいただきたい。</p> <p>ここがかなり重要な意味を持っていると思われるため、もう少し詳しく書いていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、3.3.1洪水対策に関する事項を下記の通り修正いたしました。</p> <p>「これにより、流域で甚大な被害が発生した昭和51年9月の洪水と同規模の洪水が発生した場合でも、浸水被害の防止または軽減を図ることが可能となるとともに、平成21年8月の洪水に対して被害の軽減が図られる。」を「<b>これにより、流域で甚大な被害が発生した昭和51年9月の洪水と同規模な洪水が発生した場合でも、家屋浸水被害の防止または農地等の浸水被害の軽減を図ることが可能となるとともに、平成21年8月の洪水に対して被災した箇所は、浸水被害の軽減が図られる。</b>」</p>
19	道奥委員	63 84	65	<p>水門排水機場などの維持管理の話について、特にゲートを下ろすような構造の樋門等は、戸当たり部の土砂堆積状況の管理に留意する等の記載をした方がよいと思う。</p>	<p>ご意見を踏まえ、3.6.1(3)その他の河川管理施設（水門、排水機場、樋門等）の維持管理を下記の通り修正しました。</p> <p><b>1)水門、排水機場、樋門等の維持管理</b></p> <p>平常時より水門や樋門・樋管、排水施設等を適正に維持管理するとともに、緊急時における迅速・確実な操作を行うため、各種施設の点検、操作訓練および退避等の検討を実施する。</p> <p>水門、樋門・樋管、堰、排水機場等の河川構造物については、施設毎に長寿命化計画を策定することとして、河川構造物の土木構造物部分、機械設備、電気通信設備を対象とした長寿命化及び更新（延命に加え、点検・整備・更新の効率化、高度化、コスト縮減施策等を含む）に関して取り組むべき施策の方向をとりまとめる。</p> <p>さらには、確実な危機管理体制を確保するため、官民それぞれの人員、組織、機材等を調査し、将来においても持続可能な危機管理体制（官民の役割分担、非常参集人員・機材の確保、育成策等）を検討する。</p>
20	浅見委員	61	83	<p>礫河原の環境は流況の変化により容易に変質してしまうため、洪水対策と環境の双方を視野に入れた河川改修が、保全・再生には欠かせない。この視点を、例えば、「丸石河原の再生には、出水の頻度や流れの強度の条件に対する配慮が必要なことから、洪水対策との整合性が図れるよう、治水と河川環境相互の調整を含めた検討を行う。」ように追加していただきたい。</p>	<p>4.3河川環境の整備と保全に関する事項に「<b>河川環境の整備と保全に関しては、治水対策とも併せて整備を行い、</b>」と記載しております。</p> <p>また、「丸石河原（礫河原）」は、「出水の頻度や流れの強度」も含めて成立条件が十分には分かっていないことから、4.3.1(2)に「<b>有識者の指導助言を得ながら対策手法を検討することとし、モニタリング調査や試験施工など知見を重ねながら、順応的な対策により実施していく。</b>」と記載しております。</p>

委員意見と対応

番号	委員名	原案 ページ	案 ページ	意 見	回 答
21	浅見委員	65	68	河川の利用計画を立案する際には、当該区間の河川環境の現況や課題、目標に対する理解と配慮が欠かせない。例えば「河川空間の利用については、河川環境の目標を理解した上で、河川本来のもつ危険性を踏まえつつ、安全で安心して利用できる河川空間の確保に努めると共に、利用者のモラル向上をめざす」のような記述を追加していただきたい。	ご意見を踏まえ、3.6.4(1)を「河川空間の利用については、河川環境の目標を理解した上で、河川本来のもつ危険性を踏まえつつ、安全で安心して利用できる河川空間の確保に努めると共に、利用者のモラル向上を促す。」に修正いたしました。
22	道奥委員	65 88	90	高度な水防活動という記載があるが、従来の伝統的な水防技術そのものの伝承をするのは非常に難しい状態になっているため、水防を担う方々への技術の伝承や高度な水防を担う専門家の供給などが重要になってくるのではないかと思う。	ご意見を踏まえ、4.4.3(1)に「現在ある水防協議会等においては、連絡体制の強化を促進する。防災活動にあたっては、防災エキスパート制度を活用するとともに、ボランティア団体の参加・協力、次世代への防災技術の伝承等のための仕組みづくりを検討する。」と追記し、関係機関と連携して防災体制の確保に努めてまいります。
23	浅見委員	81	63 83	「河川環境の実施に関する事項」の記載は、日本語としての意味が不明。	ご意見を踏まえ 「3.5河川環境の整備と保全の目標に関する事項」 「4.3河川環境の整備と保全に関する事項」 修正いたしました。
24	浅見委員	90	92	河川環境を保全・再生していくには、地域住民の理解が欠かせない。生物的な自然に関しては、往々にして抽象論のまま整備が進められることが多いことから、ハード面での連携に加えて、河川環境に関するソフト面での連携も含む、両輪で実施していく旨を追記していただきたい。	ご意見を踏まえ、4.4.4(1)河川の利用に「流域自治体において、「かわまちづくり計画」に基づき整備を予定する箇所については、地域の特性、歴史、河川環境などの情報を共有しながら基盤整備等の積極的な連携を行う。」と追記修正いたしました。
25	和崎委員	90	92	地域情報化について記載があるのは結構かと思うが、その時とても大切になるのが地域の指導者、防災の指導者をどのように育成していくかという部分で、それぞれの地域の人たちを、いわば災害から守るという考え方では、大変重要になってくると思われる。原案ではこれについてさらりと書いてあるが、少しここを何行か加え、重要性を強調すれば今後の指針も見えやすいと思われる。	ご意見を踏まえ、4.5地域住民との連携の実施に関する事項を「また、河川に関する地域の指導者の育成について、流域内の活動団体等と協力、連携して実施または支援する。」を「災害発生時に河川情報に基づく適切な対応、河川の環境や歴史文化への関心、適正な河川利用や維持管理などにおいて地域の指導者の存在は大変重要であることから、その育成について流域内の活動団体等と協力、連携して実施または支援する。」に修正いたしました。